

報告第 17 号

専決処分の報告について

損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定
により報告する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

幸手市長 木村 純夫

専決第14号

専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年10月28日

幸手市長 木 村 純 夫

記

1 相手方

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○ ○ ○ ○

2 事故の概要

令和6年10月12日午後7時20分頃、市道1936号線幸手市大字吉野39番1地先の道路において、舗装の穴が原因により、走行中の自転車のタイヤがパンクしたものである。

3 損害賠償額

金8,140円

上記金額の内訳（合計に責任割合100%を乗じたものとする。）

修理代 8,140円

合 計 8,140円